

令和6年度島根県国民健康保険団体連合会事業報告

I 総括

- 国保の被保険者数は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大により減少が進み、本県では、後期高齢者医療の被保険者数を下回る状況となっている。被保険者数の減少の影響により、国保の診療報酬等の支払額も減少したが、後期高齢者医療分を合わせた支払額は、対前年度比で0.85%の増となった。
- 令和6年度税制改正により、国保連合会が行う請負業のうち一定の要件を満たすものについては、厚生労働大臣の証明を受けることで、法人税の課税対象である収益事業から除外されることとなった。一方、一部の業務については、収益事業として整理されたため、新たに収益事業特別会計を設置して区分経理を行うこととした。
- 国保総合システムの最適化及び支払基金との審査領域の共同利用に関する令和7年度のシステム開発に対する国の財政支援について、地方6団体をはじめ関係機関等と一体となって要請活動を行い、令和6年度補正予算で32億円が措置された。
- 事業運営の基本方針に基づき、国・地方自治体など多方面からのニーズに積極的に応え社会的責務を果たすべく、次の重点事業に取り組んだ。

II 重点事業に対する取り組み

1 第8次中期経営計画に基づく事業の推進

- 国の社会保障制度改革の動向を注視しつつ、保険者等と連携しながらニーズの把握に努め、効率的・効果的な事業運営を図ることができた。
- 国保総合システムの開発・運用等に加え、主要システムのクラウド移行に伴う経費など、多額の費用を要することが見込まれていることを踏まえ、計画的な積み立てを行うことで必要財源の確保に努めた。
- 人材育成と組織力強化の観点から、島根県、国保中央会への派遣等による実務スキルの習得、外部研修への参加等により、職員の資質向上を図った。

2 保険者支援等の推進

- 保険者努力支援制度を念頭に置き、保健事業や保険者事務共同電算処理事業等を推進することにより、保険者におけるインセンティブ制度の活用、医療費適正化に向けた取組を支援した。
- 保健事業については、医療・健診・介護情報のデータ分析に基づく地域に根差した取組を推進するため、保険者において国保データベース（KDB）システムや健康医療情報等分析システム（Focusシステム）等が有効に活用されるよう支援した。

- 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業として設置した保健事業支援・評価委員会において、保険者が行うデータヘルス計画の策定、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な事業の実施、取組の評価等に対する個別支援を行った。
- 保険者事務共同電算処理事業では、保険者に共通する事務を一元的に処理することにより保険者事務の効率化や負担軽減を図ったほか、後発医薬品自己負担軽減例通知や重複・多剤投与者に対する服薬情報通知業務を行い、医療費適正化に向けた取組を支援した。
- 市町村事務の標準化等を推進するため国が開発した市町村事務処理標準システムについて、事業運営主体として、クラウドシステムの安定的な運用に努めた。
- 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、保険者相談、研修会の開催、医療機関等への事故はがきの配付等により、事案の発見などに努めたほか、求償専門員の設置、弁護士相談、相手方直接請求事務の実施などにより保険者事務を支援した。

3 審査支払業務の充実強化

- 「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、審査基準の統一化を推進するとともに、国保総合システムのコンピュータチェック項目の全国統一に向けて取り組んだ。
- 診療報酬改定に的確に対応するとともに、コンピュータチェックの活用、審査委員会との連携強化、事務共助研修の実施、高点数レセプト事務共助の強化を図り、審査支払業務の適正な実施に努めた。
- 各市町村における乳幼児医療費助成事業の拡充に対応したほか、妊婦・乳幼児健診及び新生児聴覚検査の審査支払について、県外医療機関実施分も対象とするなど、市町村事務の負担軽減を図った。

4 介護保険業務等の推進

- 介護報酬改定に的確に対応し、介護給付費等の適正な審査支払に努めたほか、保険者に共通する事務を一元的に処理することにより、保険者事務の効率化や負担軽減を図った。
- 医療給付と介護給付情報の突合・縦覧点検及び第三者求償突合リストの作成を行うほか、事業所等に関する分析情報を提供することで、保険者が行う介護給付適正化事業の円滑な実施を支援した。
- 障害介護給付費及び障害児給付費の適正な審査支払に努めたほか、保険者事務の効率化を図るため、担当者会議の開催、市町村訪問等を行った。
- 国が実施する介護職員処遇改善支援事業及び福祉・介護職員処遇改善支援事業に関連する事務を島根県から受託し、事業所への補助金及び交付金の額の算出等を行った。

5 個人情報保護に対する取り組み

- プライバシーマーク付与事業者として、個人情報保護マネジメントシステムを構築・運用し、定期的な見直し及び継続的な改善に取り組んだ。
- 令和6年10月には、継続した取り組みが認められ、7回目の更新認定を受けた。

6 財務諸表を活用したコスト分析

- 公益法人会計に準拠した財務諸表を公開して経営成績を明確にするとともに、公認会計士による外部監査を実施することで運営の透明化を図った。
- 顧問税理士への相談や財務諸表等を活用したコスト分析を行い、健全な財政運営に努めた。